

田辺市犯罪被害者等見舞金支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、犯罪被害者等の精神的又は身体的負担を軽減し、犯罪被害を受けた直後の即応的な支援を行うため、田辺市犯罪被害者等見舞金（以下「見舞金」という。）を支給することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪行為 日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為（刑法（明治40年法律第45号）第37条第1項本文、第39条第1項又は第41条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第35条又は第36条第1項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。）をいう。
- (2) 重傷病 犯罪行為による負傷又は疾病により、療養に要する期間が1か月以上と医師に診断されたものをいう。
- (3) 犯罪被害 犯罪行為による死亡又は重傷病（犯罪行為の時又はその直後における心身の被害であって、その後の死亡又は重症病の原因となり得るものを含む。）を受けることをいう。
- (4) 犯罪被害者 犯罪被害を受けた者であって、当該犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において市内に住所を有する者をいう。

(見舞金の支給)

第3条 市長は、犯罪被害者があるときは、当該犯罪被害者又はその遺族若しくは親族（以下「犯罪被害者等」という。）に対し、見舞金を支給するものとする。

2 見舞金の種類及び額は、次の各号に掲げる見舞金の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 遺族見舞金（犯罪行為により死亡した犯罪被害者の遺族に対して支給する見舞金） 30万円
- (2) 重傷病見舞金（犯罪行為により重傷病を負った犯罪被害者に対して支給する見舞金） 10万円

3 重傷病見舞金の支給を受けた者が、当該見舞金の受給に係る犯罪被害に起因して死亡した場合の遺族見舞金の額は、既に支給した重傷病見舞金の額を控除した額とする。

(遺族の範囲及び支給順位)

第4条 遺族見舞金の支給を受けることができる犯罪被害者の遺族は、犯罪被害を受けた時において、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 被害者の配偶者（犯罪被害者と婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者及び犯罪被害者とパートナーシップの関係にあった者（和歌山県パートナーシップ宣誓制度実施要綱（令和6年2月1日施行）第2条第3号の規定によるパートナー及びこれに準じるものとして市長が認めるものをいう。以下同じ。）を含む。以下同じ。）
- (2) 犯罪被害者と次に掲げる関係にあった者で、当該犯罪被害者の収入によって生計を維持していた者

ア 子（養子及び養子縁組の届出をしていないが事実上養子縁組関係と同様の事情にあった者及びこれに準ずる者として市長が認めるものを含む。以下同じ。）

イ 父母

ウ 孫

エ 祖父母

オ 兄弟姉妹

（３）犯罪被害者と前号アからオまでに掲げる関係にあった者で、同号に該当しない者

２ 遺族見舞金の支給を受けるべき遺族の順位は、前項各号の順序とし、同項第２号及び第３号に掲げる者にあつてはそれぞれ同項第２号アからオまでに掲げる順序とする。この場合において、同項第２号イに掲げる父母について、養父母が存在する場合は、当該養父母を先とし、実父母を後とする。

３ 第１順位の遺族が２人以上あるときは、これらの者は、そのうちの１人を遺族見舞金の申請、請求及び受領についての代表者に選任しなければならない。この場合において、当該代表者に対してした遺族見舞金の支給は、当該第１順位遺族全員に対してなされたものとみなす。

（重症病見舞金の支給対象）

第５条 重傷病見舞金の支給を受けることができる者は、犯罪被害者とする。ただし、犯罪被害者が犯罪被害によって意識不明又は心神耗弱その他意思表示が困難な状態であると市長が認めるときは、犯罪被害者の親族が見舞金の支給を受けることができる。

２ 前条の規定は、前項ただし書の規定により見舞金の支給を受けることができる親族について準用する。この場合において、同条中「遺族」とあるのは、「親族」と読み替えるものとする。

（見舞金を支給しない場合）

第６条 市長は、犯罪被害者等が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、見舞金を支給しないことができる。

（１）犯罪行為が行われた時において、見舞金の支給を受ける犯罪被害者等と加害者との間に親族関係（６親等以内の血族、配偶者及び３親等以内の姻族をいい、事実上これらと同様の事情にあった者、パートナーシップの関係にあった者及びこれに準ずるものとして市長が認めるものを含む。）があつたとき。

（２）見舞金の支給を受ける犯罪被害者等が、当該犯罪行為を教唆し、ほう助し、若しくは過度の暴行、脅迫、重大な侮辱その他の当該犯罪行為を誘発する行為を行い、又は当該犯罪行為に関連する著しく不正な行為その他の当該犯罪被害につき責めに帰すべき行為を行ったとき。

（３）見舞金の支給を受ける犯罪被害者等が、田辺市暴力団排除条例（平成23年田辺市条例第15号）第２条第２号に規定する暴力団員、同条第３号に規定する暴力団員等又は同条第１号に規定する暴力団と密接な関係があると市長が認めるものであるとき。

（４）前３号に掲げるもののほか、犯罪被害者等と加害者との関係その他の事情から判断して、見舞金の支給を行うことが社会通念上適切でないと認めるとき。

（支給の申請）

第７条 遺族見舞金の支給を受けようとする者は、田辺市犯罪被害者等見舞金（遺族見舞金）支給申請書（様式第１号）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 犯罪被害を受けた時における犯罪被害者の住所を証する書類
- (2) 犯罪被害者の死亡の事実及び死亡の年月日を証する書類
- (3) 申請者と犯罪被害者との続柄に関する市区町村長の発行する戸籍の謄本又は抄本その他の証明書
- (4) 申請者が犯罪被害者と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を確認することができる書類
- (5) 申請者が犯罪被害者と事実上養子縁組関係と同様の事情にあった者及びこれに準ずる者として市長が認める者であるときは、その事実を確認することができる書類
- (6) 申請者が犯罪被害者とパートナーシップの関係にあった者であるときは、その事実を確認することができる書類
- (7) 第4条第3項の規定により代表者を選任した場合にあっては、当該代表者であることを証する書類
- (8) 前各号に掲げる書類のほか、市長が必要と認める書類

2 重傷病見舞金の支給を受けようとする者は、田辺市犯罪被害者等見舞金（重傷病見舞金）支給申請書（様式第2号）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 犯罪被害を受けた時における申請者の住所を証する書類
- (2) 犯罪被害者が負った負傷又は疾病が重傷病に該当することを証する医師の診断書その他の書類
- (3) 第5条第2項において準用する第4条第3項の規定により代表者を選任した場合にあっては、当該代表者であることを証する書類
- (4) 前各号に掲げる書類のほか、市長が必要と認める書類

3 前2項の規定による申請は、当該犯罪被害の発生を知った日から2年を経過する日、又は当該犯罪被害が発生した日から7年を経過する日までに行わなければならない。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。

（支給の決定）

第8条 市長は、前条第1項又は第2項の規定による申請があった場合には、速やかにその内容を審査し、必要があると認めるときは、関係機関への照会等を行い、適当と認めたときは、見舞金の支給を決定し、田辺市犯罪被害者等見舞金支給決定通知書（様式第3号）により当該申請者に通知するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、申請者が第6条各号のいずれかに該当すると認める場合は、見舞金の支給の決定をしない。この場合において、市長は、田辺市犯罪被害者等見舞金不支給決定通知書（様式第4号）により、当該申請者に通知するものとする。

（支給の請求）

第9条 見舞金の支給の決定を受けた者は、田辺市犯罪被害者等見舞金支給請求書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（支給の決定の取消し）

第10条 市長は、見舞金の支給の決定を受けた者が偽りその他不正の手段により当該決定を受けたと認めるときは、当該決定を取り消すことができる。

2 市長は、前項の決定を行ったときは、田辺市犯罪被害者等見舞金支給決定取消通知書（様式第 6 号）により、その内容を当該申請者に通知するものとする。

（見舞金の返還）

第11条 前条の規定により見舞金の支給の決定を取り消された者は、既に支給を受けた見舞金があるときは、その全額を市に返還しなければならない。

（権利の譲渡等の禁止）

第12条 見舞金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供することができない。

（委任）

第13条 この要綱に定めるもののほか、見舞金の支給に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 7 月 8 日から施行し、同日以後に支給すべき事由が生じた見舞金について適用する。